

神戸石炭火力発電所差止訴訟

東洋大学教授

大坂 恵里

目次

はじめに	2
I 本件訴訟の経緯	3
1. 大型石炭火力発電所の新設計画	3
2. 環境影響評価の実施と環境保全協定の締結	3
3. 本件訴訟の提起	3
4. 第一審判決、控訴	4
5. 控訴審判決、確定	4
II 第一審判決	4
1. 大気汚染による権利侵害またはそのおそれに基づく差止請求の可否	4
(1) 人格権に基づく差止請求の判断枠組み	4
(2) 伝統的人格権に基づく差止請求の可否	5
(3) 健康平穏生活権の侵害に基づく差止請求の可否	5
2. 地球温暖化による権利侵害またはそのおそれに基づく差止請求の可否	5
(1) 伝統的人格権に基づく差止請求の可否	5
(2) 平穏生活権（安定気候享受権）に基づく差止請求	7
III 控訴審判決	7
1. 大気汚染による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否	7
(1) 伝統的人格権に基づく差止請求の可否	7
(2) 清浄な空気のもとで持続的に健康で平穏に生活する権利（健康平穏生活権）に基づく差止請求の可否	7
2. 温暖化による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否	7
3. 気候変動における人格権（1.5°Cを超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）に基づく差止請求の可否	7
(1) 権利性・具体的危険性	7
(2) 因果関係	8
(3) 受忍限度論	9
IV 検討	9
1. 本件訴訟の背景	9
2. 民事差止めの要件	11
3. 大気汚染による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否	11

4. 温暖化による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否	12
5. 気候変動における人格権（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）に基づく差止請求の可否	12

サマリー

本稿は、神戸石炭火力発電所の新設・稼働をめぐり、周辺住民が事業者らに対して差止めを求めた訴訟の第一審判決および控訴審判決を取り上げる。

本件訴訟は、PM2.5等の大気汚染物質による被害に加え、温室効果ガス(CO₂)排出にかかる気候変動による被害の防止を正面から問うた本格的な「気候訴訟」として重要な意義を有すると同時に、気候変動による被害を現行の民事差止法理で救済することの難しさを示している。すなわち、第一審判決は、大気汚染による伝統的人格権（生命、身体、健康に係る人格権）および健康平穏生活権（生命、身体、健康に直結する平穏生活権）の侵害を否定し、地球温暖化による権利侵害については、CO₂排出に起因する地球温暖化による人格権侵害の差止請求が可能であることは一般論として認めたものの、個別排出と個別被害の因果関係の希薄性——いわゆる「大海の一滴」論——等を理由に具体的危険性を否定し、安定気候享受権については人格権として保護される法益ではないと判断した。控訴審判決は、これらの争点について地裁の判断を踏襲し、新たに主張された「気候変動における人格権」（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）について、保護法益が個人に帰属する人格権・人格的利益の範疇を超えたとし権利性を否定し、民法 719 条の法意による個別排出と個別被害との事実的因果関係の推定や、カーボンバジェットを基準とする削減経路に合致しない削減ペースで CO₂を排出することの違法性も認めなかった。

本稿では、これらの法的論点を検討するとともに、本件訴訟の背景となる国際的な脱石炭の潮流と日本の現状についても言及した。

はじめに

神戸石炭火力発電所差止訴訟（以下「本件訴訟」という。）は、石炭火力発電所単体の民事差止訴訟として、仙台パワーステーション操業差止訴訟に続くものである¹。火力発電所から排出される大気汚染物質による健康被害またはそのおそれを人格権侵害に基づく妨害予防・妨害排除請求として構成する民事差止訴訟は従前からあった²。仙台パワーステーション操業差止訴訟および本件訴訟がそれらの訴訟と一線を画するのは、PM2.5等の大気汚染物質の排出による権

利侵害についての主張に加えて、温室効果ガスの排出がもたらす地球温暖化ないし気候変動による権利侵害の主張を行ったことにある。もっとも、仙台パワーステーション操業差止訴訟において、第一審判決（仙台地判令 2・10・28 判タ 1479 号 164 頁）は、争点整理の結果、気候変動による権利侵害に関する判断を行っておらず、控訴審判決（仙台高判令 3・4・27 判時 2510 号 14 頁）も、違法性の判断要素として石炭火力発電所の社会的有用性ないし公共性を検討する過程で温室効果ガスの排出による気候変動につい

¹ 尼崎東発電所（石炭・重油混焼火力発電所、1965 年 9 月運転開始、2001 年 12 月廃止）を有する関西電力株式会社は、西淀川大気汚染公害訴訟（1978 年 4 月提訴）、尼崎大気汚染公害訴訟（1988 年 12 月提訴）の共同被告として、損害賠償および差止めを請求された。

² 例えば、伊達火力発電所事件（石油火力発電所、札幌地判昭 55・10・14 判タ 428 号 145 頁）、多奈川火力発電所事件（石油火力発電所、大阪地判昭 59・2・28 判タ 522 号 221 頁）、豊前火力発電所事件（石油火力発電所、最判昭 60・12・20 判タ 586 号 64 頁）がある。

てわずかに言及するのみであった。一方、本件訴訟では、第一審判決、控訴審判決とも、地球温暖化による権利侵害に基づく差止めの可否について正面から検討しており、「気候訴訟」として大きな意義を有する。

I 本件訴訟の経緯

1. 大型石炭火力発電所の新設計画

株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼」という。）は、1995年の電気事業法改正による電力卸売自由化を受けて電力供給事業に参入し、兵庫県神戸市灘区にある同社敷地内において、石炭火力発電所2基（微粉炭火力超臨界圧発電(SC)、出力計140万kW）（以下「本件既設発電所」という。）を建設し、発電した電力を関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）に供給してきた³。

神戸製鋼は、電力供給事業のさらなる拡大のため、2015年3月31日、契約期間を2021年から30年間として、神戸製鋼が発電した電力を関西電力が買い取る旨の電力受給契約（以下「本件電力受給契約」という。）を関西電力と締結した。そして、本件電力受給契約のために新たに石炭火力発電所2基（微粉炭火力超々臨界圧発電(USC)、出力計130万kW）（以下「本件新設発電所」という。）の建設および稼働事業（以下「本件事業」という。）を行うにあたって、2018年5月16日、新設分割によりコベルコパワー神戸第二を設立し、本件事業に係る権利義務を包括承継させた。

2. 環境影響評価の実施と環境保全協定の締結

本件事業については、2014年12月15日から環境影響評価法および電気事業法に基づく環境

影響評価手続（以下「本件アセス」という。）が開始された。2018年5月22日、経済産業大臣は、コベルコパワー神戸第二に対し、環境影響評価書について、環境の保全について適正な配慮がされており、変更命令をする必要がないと認められる旨の通知（以下「本件確定通知」という。）を行った。

2018年8月30日、コベルコパワー神戸第二は、経済産業大臣に対し、電気事業法48条1項に基づき、本件新設発電所の工事計画の届出をした。また、同日、神戸製鋼・コベルコパワー神戸第二・コベルコパワー神戸⁴と神戸市は、本件新設発電所および本件既設発電所に係る神戸製鋼・コベルコパワー神戸第二・コベルコパワー神戸の公害防止対策等を内容とする環境保全協定（以下「本件環境保全協定」という。）を締結した⁵。

3. 本件訴訟の提起

2017年12月14日、本件事業に反対する周辺住民らが、兵庫県公害審査会に対し、神戸製鋼・コベルコパワー神戸第二・関西電力を被申請人として、本件新設発電所の設置の差止めや本件既設発電所の環境対策の強化等を求める公害調停を申請した⁶。しかし、コベルコパワー神戸第二が経済産業大臣に本件新設発電所の工事計画の届出をしたことを受けて、申請人らは本件新設発電所の差止部分についての申請を取り下げ⁷、2018年9月14日、申請人らの一部（Xら）が、神戸製鋼・コベルコパワー神戸第二・関西電力を被告として、神戸地方裁判所に本件訴訟を提起した⁸。Xらは、本件新設発電所が稼働すれば、NOx、SOx、ばいじん、水銀及びPM2.5が大気中に放出されることとなり、大気汚染が進みXら

³ 1号機（70万kW）は2002年4月に、2号機（70万kW）は2004年4月に稼働を開始した。株式会社神戸製鋼所「神戸発電所の概要」<https://www.kobelco.co.jp/products/electric-power/power-plant/detail.html>（最終アクセス日：2026年7月31日。以下同じ）。

⁴ 本件既設発電所の事業会社であり、コベルコパワー神戸第二と同様、神戸製鋼の100%子会社である。

⁵ 株式会社神戸製鋼所「神戸市との環境保全協定再締結について」（2018年8月30日）。

https://www.kobelco.co.jp/releases/1199976_15541.html。

⁶ 兵庫県公害審査会平29（調）第1号火力発電所増設公害防止対策等請求事件、平30（調）第1号火力発電所増設公害防止対策等請求事件、平30（調）第2号火力発電所増設公害防止対策等請求事件。

⁷ 本件既設発電所についての調停も、2018年11月7日、兵庫県公害審査会が不調を理由に打ち切った。

⁸ 2018年11月には、Xらの一部を含む周辺住民が、経済産業大臣を被告として、本件確定通知の取消し等を求める行政訴訟を提起した。第一審（大阪地判令3・3・15判タ1492号147頁）で一部棄却・一部却下、控訴審（大阪高判令4・4・26判タ1513号98頁）で控訴棄却、その後上告棄却・上告申立不受理で終了した（最終令5・3・9LEX/DB25595704）。

に健康被害をもたらすおそれがある、また、地球温暖化が進み気候変動が生じ災害をもたらすおそれがあるとして、Xらの伝統的人格権又は人格権の一内容である健康平穏生活権もしくは安定気候享受権が受忍限度を超えて違法に侵害されるおそれがあるなどの理由で、以下の請求を行った。

①コベルコパワー神戸第二に対する、本件新設発電所の建設差止め

②神戸製鋼およびコベルコパワー神戸第二に対する、本件新設発電所の稼働差止め

③関西電力に対する、神戸製鋼およびコベルコパワー神戸第二への本件新設発電所の発電量の通告指示の差止め

その後、Xらは、以下の予備的請求を追加した⁹。

④神戸製鋼およびコベルコパワー神戸第二に対する、2040年を排出ゼロとして、本件新設発電所から排出するCO₂の段階的削減（②に係る予備的請求）

⑤関西電力に対する、2040年を排出ゼロとして、神戸製鋼およびコベルコパワー神戸第二への本件新設発電所の発電量の通告指示の段階的削減（③に係る予備的請求）

なお、本件新設発電所は、1基（3号機、65万kW）が弁論終結前の2022年2月に、もう1基（4号機、65万kW）が弁論終結後の2023年2月に稼働を開始した。

4. 第一審判決、控訴

神戸地裁は、2023年3月20日、Xらの請求を棄却した（神戸地判令5・3・20裁判所ウェブ）。Xらは判決を不服とし、4月1日に大阪高等裁判所に控訴した。

Xらは、控訴審において、第一審における予備的請求④⑤を以下のとおり交換的に変更した。

④神戸製鋼およびコベルコパワー神戸第二は、2030年4月1日以降、本件新設発電所の稼働により、1年間当たり、346万トン¹⁰を超えて、大気中に二酸化炭素を排出してはならない。

⑤関西電力は、本件新設発電所に同発電所から排出される排ガス中から二酸化炭素を回収・貯留する設備が設置されていないときは、神戸製鋼およびコベルコパワー神戸第二に対し、2030年4月1日以降、1年間あたり、45億5263万1579kWh¹¹を超えて、発電量の通告をしてはならない。

そして、交換後の予備的請求は「気候変動に関する人格権」に基づく請求であると主張した。

5. 控訴審判決、確定

大阪高裁は、2025年4月24日、Xらの控訴および予備的請求を棄却した（大阪高判令7・4・24LEX/DB25622838）。Xらは上告せず¹²、本判決が確定した。

Ⅱ 第一審判決¹³

1. 大気汚染による権利侵害またはそのおそれに基づく差止請求の可否

(1) 人格権に基づく差止請求の判断枠組み

「個人の生命、身体、安全は、極めて重大な保護法益であって、各人の人格に本質的なものである。また、環境汚染による生命、身体、健康に対する深刻な不安を抱くことなく日常生活を送るという法益は、生命、身体、健康に係る法益に密接に関連するものである。したがって、このような生命、身体、健康に係る人格権（Xらの主張するところの伝統的人格権）が侵害され又は侵害される具体的危険があるときや、そのために生命、身体、健康について深刻な不安に曝され、平穏に生活する法益が侵害されるときは、人格権に基づく妨害排除請求又は妨害予

⁹ 神戸地方裁判所平成30年（ワ）第1551号石炭火力発電所建設等差止請求事件「訴えの変更（請求の予備的追加変更）申立書」（2021年4月20日提出）。

¹⁰ 本件新設発電所は、年間設備利用率を80%として、年間約692万トンのCO₂を排出することが想定されていた。346万トンはその50%にあたる。「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価書」1316頁。

¹¹ 二酸化炭素排出量346万トンに対応する発電通告量である。大阪高等裁判所令和5年（ネ）第1029号石炭火力発電所建設等差止請求事件「控訴状」（2023年4月1日提出）別紙1。

¹² 神戸製鋼石炭火力訴訟原告団・弁護団「神戸製鋼石炭火力発電所稼働差止請求訴訟 大阪高裁判決について」（2025年5月1日）。

¹³ 争点のうち、関西電力に対する訴えの利益及び関西電力の被告適格の有無についての判旨は割愛する（結論は肯定）。

防請求として、当該侵害行為の差止めを求めることができる」。

(2) 伝統的人格権に基づく差止請求の可否

「本件アセスの結果、SO₂、NO₂、SPM及び水銀が基準値を超えてXらの居住地に到達する具体的危険があるとは認められず、また、PM2.5についても、その環境影響に係る直接の調査・予測・評価は行われていないものの、PM2.5の主な原因物質の一部と解されるSO_x、NO_x及びばいじんについての環境影響に係る調査・予測・評価において、本件新設発電所の稼働により神戸製鋼らによるSO_x、NO_x及びばいじんの排出量自体は増加するが、本件新設発電所の運転に伴うこれらの物質の年平均値及び日平均値の着地濃度はバックグラウンド濃度と比較して極めて小さいと予測され、寄与濃度をバックグラウンド濃度に加えた将来環境濃度も環境基準に適合していると評価されていたものであるから、この結果による限り、本件新設発電所の稼働により大量のPM2.5が新たにXらの居住地に到達する具体的危険があるとは認められず、他の原因物質から二次生成した大量のPM2.5がXらの居住地に到達すると認めるに足りる証拠もない」。

「以上に加えて、本件新設発電所には、現時点で利用可能な最高水準の高効率設備である超々臨界圧(USC)発電設備が導入される予定であり、これによる化石燃料の使用量の減少によるばい煙排出量の低減が見込まれていること…、国内最高レベルのばい煙処理施設（排煙脱硫装置、排煙脱硝装置及び集じん装置）の導入が計画されていること…、さらに神戸製鋼らが神戸市と本件環境保全協定を締結し、SO_x、NO_x、ばいじんの時間最大排出量、最大排出濃度等に関する協定値を遵守する旨約していること…にも照らすと、本件新設発電所の建設・稼働によりXらの生命・身体の安全・健康に係る人格権を侵害する具体的な危険があると認めることはできない」。

「本件新設発電所の稼働により、排出・拡散

されるPM2.5、SO₂、NO₂、SPM、水銀が増加するとしても、Xらが提出するCREA拡散報告書¹⁴及びCREA健康影響報告書¹⁵によっては、本件新設発電所から排出されたPM2.5等によってXらに健康被害が生ずる具体的危険性が生じていることを認めることはできない。」

(3) 健康平穩生活権の侵害に基づく差止請求の可否

「本件新設発電所の稼働によって、本件新設発電所PM2.5を含む大気汚染物質によりXらに環境汚染による深刻な不安を生じさせるだけの客観的事実が存在していることを認めることはできず、そうである以上、生命、身体、健康に直結する平穩生活権が侵害されているとは認められない。」

2. 地球温暖化による権利侵害またはそのおそれに基づく差止請求の可否

(1) 伝統的人格権に基づく差止請求の可否

a. 被侵害利益

「人の生命、身体の安全、健康は、人格の根源となる極めて重大な保護法益であり、これらが人格権により保護されることは明らかであり、これが違法に侵害される具体的危険がある場合には、違法な侵害行為を予防するため、人格権に基づき、当該侵害行為の差止めを求めることができる。

この点について、神戸製鋼らは、CO₂の排出に起因する地球温暖化によって健康等に係る被害を受けないという利益は権利性が認められない旨主張する。しかしながら、原告らが主張する法益は人の生命、身体の安全、健康であり、上記のとおりこれらの法益が人格権により保護されることは明らかである。原告らの差止請求の根拠がCO₂の排出に起因する地球温暖化による人格権の侵害であるとしても、かかる事情は侵害の具体的危険の有無において考慮されるべきものであり、被侵害利益が人格権により保護されるか否かの判断に影響を及ぼすものではない。したがって、被告神戸製鋼らの上記主張は

¹⁴ Xらの依頼により、フィンランド・ヘルシンキ所在の独立研究機関であるエネルギーとクリーンエア研究センター(Centre for Research on Energy and Clean Air)が作成した、本件新設発電所からの大気汚染物質の排出量と拡散予測に関する報告書。

¹⁵ CREA 拡散報告書で提示された本件新設発電所稼働による大気質及び毒性への影響の検討結果に基づき、これと既存の疫学データや文献とを組み合わせ、公衆衛生への影響を予測した報告書。

採用することができない。」

b. 本件新設発電所の稼働による X らの生命、身体、健康に対する侵害の具体的危険

「地球温暖化による…被害の発生というのは、地球全体の大気中の CO₂ 濃度が上昇して地球全体の温暖化が進行し、地球全体に影響を及ぼすことによるものである。そうすると、兵庫県においても気候変動が予測されており、X らの居住地においても被害が発生するおそれはあるが、温暖化が進んだ場合にそれらの予測が現実化する確率、現実には発生する災害等の程度、現実には災害等が発生する場所などには様々なものがあり得るのであり、X らが実際に生命、身体、健康を害されるほどの被害に遭うか否かは、これらの様々な不確定要素に左右されることになる。したがって、現時点において、X らの生命、身体、健康に被害が生ずる具体的危険が生じていると認めることはできない。

この点について、X らは、気候変動による被害の具体的危険性の有無については、国際社会が目指す削減目標との関係で許容できないレベルでの危険をもたらすか否かによって判断すべきであると主張する。しかし、国際社会が目指す削減目標は、地球全体の温暖化を防止するためのものであるのに対し、X らに生ずる被害の具体的危険性は、地球温暖化の影響が X ら個人に実際に生ずることの具体性をもって判断すべきものであるから、地球全体の温暖化の危険性をもって、X ら個人に生ずる具体的危険と同一視することはできない。」

「1.5°C 目標の達成には現行の各国の貢献目標 (NDC) では不十分とされ、また、CCS の商用化については悲観的な見通しの意見もあるが、これらの取組みが国内外でされていることを踏まえると、現在の時点において、目標の達成が不可能であり、上記の予測どおりの事態が現実化すると直ちに認めることはできない。したがって、この点からも X らの生命、身体、健康が地球温暖化によって害されることについての具体的危険が現に生じているとは認められない。

この点について、X らは、CO₂ は、その排出量の累積によってその影響が長期的・継続的に深刻化し、不可逆的な被害をももたらすのであるから、危険な気候変動の被害を防止し、回避する合理的な方法は、できる限り早い段階におい

て必要な排出削減をとることであるとして、危険の切迫性を主張する。しかし、まさにそのような事態を回避するために上記のとおり国内外で地球温暖化対策が進められていることからすると、現在の時点において被害発生の具体的危険が生じているとは認めることはできない。

また、X らは、本件新設発電所は、年間設備利用率を 80% として年間 692 万 t の CO₂ を排出することが見込まれており、30 年間稼働するとすれば、日本の残余のカーボンバジェットの 3.2% を占めるから、確実に地球温暖化に寄与すると主張する。しかし、そうであるとしても、現段階での国際合意は、平均気温の上昇が 2°C を十分下回り、1.5°C にとどめることを目標とするものであるから、気候変動が現在より少しでも悪化することをもって、直ちに受忍限度を超える具体的危険が生ずるとはいえない。また、上記のような取組みが進められている中で、本件新設発電所の稼働によって直ちに上記の削減目標の達成が不可能になったと認めることはできない。」

c. 因果関係

「CO₂ は、それ自体直ちに X らの生命・身体に対する被害を生じさせ、又は生ずる高度の蓋然性をもたらすものではなく、地球温暖化による被害の発生というのは、地球全体の大気中の CO₂ 濃度が上昇して地球全体の温暖化が進行し、地球全体に影響を及ぼすことによるものであり、個々の排出源からの CO₂ の排出は、地球全体の温暖化に寄与するものではあっても、大気汚染物質の場合のように、排出源から排出された有害物質が個々の住民の身体に取り込まれることによって被害が生ずるというものとは異なり、個々の被害との間に直接的な関係があるものではない。

したがって、X らに生ずるおそれのある被害の発生を防止するには、地球環境全体の温暖化を防止する以外に方法はなく、そのためには、地球上の人為的な CO₂ の排出の総量を管理することが必要となるのであり、そのことは、X らだけでなく、地球上の全人類について同様に生ずるおそれのある被害の発生を防止することについても同様に妥当することである。その意味で、CO₂ の排出と被害の発生との因果関係は、地球上のあらゆる人為的な CO₂ の排出の総体と、気候変動によって地球上の人類に生ずるおそれの

あるあらゆる被害の総体との間に存するものである。本件新設発電所は、年間設備利用率を80%として年間692万tのCO₂を排出することが見込まれており、それ自体としては大量といわざるを得ないとしても、地球規模で比較すれば年間エネルギー起源CO₂排出量の0.02%であるにとどまる。

これらのことからすると、Xらに生ずるおそれのある被害と、本件新設発電所からのCO₂の排出との関係性は、極めて希薄であるといわざるを得ず、本件新設発電所からのCO₂の排出に、Xら個々人に生ずるおそれのある被害を当然に帰責できるだけの連関を認めることはできない。」

「わずかでも寄与があれば因果関係を認めるならば、地球上のあらゆる人為的なCO₂排出源が、Xら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責する対象となり得ることになるものであり、それだけでなく、全世界の個々の人々に生ずるおそれのある被害を帰責する対象ともなり得ることになる。人格権侵害に基づいて他者の社会経済的活動を差止めるための因果関係を認めるためには、被害の発生を帰責できるだけの連関の強さが必要であると解するのが相当であり、本件新設発電所のCO₂排出量が多いとしても、全地球的に見て被害の発生を当然に帰責できるだけの連関の強さを認めることはできない。」

(2) 平穏生活権（安定気候享受権）に基づく差止請求

「現時点において、地球温暖化により X らの生命、身体、健康が侵害される具体的危険が存在すると認めることができないことは前記のとおりである。そうすると、地球温暖化による被害についての X らの不安は、不確定な将来の危険に対する不安であるというべきであるから、現時点において、法的保護の対象となるべき深刻な不安とまではいえない。また、X らの主張が、そのような場合であっても地球温暖化に対する恐怖や不安から生活の平穏を保護するための権利として安定気候享受権を認めるべきとす

るものであるならば、そこにいう安定気候享受権は、X ら個々人の生活の平穏という利益を基礎とする形はとっているものの、実質的には、具体的危険が生ずる以前の段階で、安定した気候という環境の保全そのものを求める主張にほかならないというべきである。このような性質を有する原告らの主張する安定気候享受権は、X らの個々人の人格権により保護されている法益と認めることはできない。」

Ⅲ 控訴審判決¹⁶

1. 大気汚染による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否

(1) 伝統的人格権に基づく差止請求の可否

原判決に記載の理由に加えて、X らの控訴理由¹⁷に対する判断を加えて否定した。

(2) 清浄な空気のもとで持続的に健康で平穏に生活する権利（健康平穏生活権）に基づく差止請求の可否

原判決に記載の理由に、神戸製鋼らの主張に対する X らの反論¹⁸に対する判断を追加して、否定した。

2. 温暖化による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否

原判決に記載の理由で否定した。

3. 気候変動における人格権（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）に基づく差止請求の可否

(1) 権利性・具体的危険性

「X らは、気候変動における人格権（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）は、生命、身体、健康を保護法益とする伝統的人格権とは異なり、これら生命、身体、健康を維持するための生活環境を保護法益とするものであると主張するとともに、1.5℃を超える気温上昇が現実のものになりつつある中で CO₂ の大量排出継続が権利侵害の具体的危険性を基礎付けると主張している。X ら指摘に

¹⁶ 争点のうち、関西電力に対する訴えの利益及び関西電力の被告適格の有無については割愛する（結論は肯定）。

¹⁷ 大阪高等裁判所令和5年（ネ）第1029号石炭火力発電所建設等差止請求事件「控訴理由書（1）」（2023年6月23日提出）7-8頁。

¹⁸ 大阪高等裁判所令和5年（ネ）第1029号石炭火力発電所建設等差止請求事件「控訴準備書面（3）」（2023年11月30日提出）。

係る保護法益とは、生活環境の著しい変化によって失われつつある従前の生活を送る利益を意味するところ、当該利益が究極的には X らの生命、身体、健康につながる利益であるとはいえるものの、生命、身体、健康との関係では間接的な利益を対象とするものであり、概念が抽象的であることも相まって、個々人の年齢、立場、思想・信条によって保護法益の範囲が大きく変容する。このように、X ら指摘に係る保護法益の外延は必ずしも明確とはいえず、CO₂ の大量排出継続による権利侵害の可能性を肯定したとしても、権利侵害の具体的危険性を判断することは容易ではない。また、X らの主張によれば、気候変動における人格権（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）は、時間の経過とともに生活利益が悪化していく過程に着目し、生活環境の著しい変化によって失われつつある従前の生活を送る利益を保護対象とするものであるから、現時点での具体的権利侵害を認定できるのか不明である。仮に、将来の生活環境の悪化の可能性をも考慮した権利侵害の有無の判断が要求されるのであれば、気候変動は兵庫県内や日本国内にとどまらず、世界規模における様々な事象と相互に関連する問題であるから、権利侵害の認定は一層困難なものとなる。

そもそも、人格権ないし人格的利益が他者の行為に対する差止請求の根拠となり得るのは、生命、身体、自由、名誉等の人格と密接不可分の関係に立つ利益又は人格を保持しながら生活するのに必要不可欠の利益が私権の享有主体としての人そのものに帰属し、その存在の基礎となり、法的保護に値するものとして、その侵害を排除し、又は侵害を予防するために他者の行為を制限することを正当化し得るからである。1.5℃の気温上昇は、前記のとおり人類の生存に対する深刻な危機を引き起こすおそれが高い事態ではあるものの、個々人についてみれば、その存在に必要不可欠な利益に対する具体的被害を想定せず、抽象的な危険を回避することにとどまる生活環境の維持に係る利益は、個人に帰属する人格権ないし人格的利益の範疇を超えるものであって、法令上の根拠もないままに、これを差止請求の根拠となる人格権又は人格的利益に取り込むことはできない。」

(2) 因果関係

「X らは、1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利の侵害について、〔1〕 CO₂ の大量排出、〔2〕 気候変動の進行・激化、〔3〕 現実の生活環境の悪化と生活上の被害の発生、〔4〕 具体的な気候災害による生命・身体・健康の被害という因果の流れを挙げた上で、〔1〕 と〔2〕 については気候科学の裏付けがあり、〔2〕 と〔3〕 についてはイベントアトリビューションの手法によって科学的に明らかにされており、〔4〕 については控訴人ら全員が現実の気候災害を受けるとまではいえないが、〔3〕 は現実のものなのであり、X ら全員が経験している旨主張する。」

「因果関係の観点から、気候変動による現実の生活環境の悪化と生活上の被害の発生が認められたとしても、X らが具体的な気候災害により被害を受ける蓋然性を認めることは難しい。

X らは、日本を代表する巨大排出源がカーボンバジェットの示す削減経路を大幅に超過する排出を継続することは 1.5℃目標の実現を一層困難にする極めて危険な行為であって、被控訴人神戸製鋼らの現状水準での個別排出行為と、X らの健康で幸福な生活を継続し難くなる 1.5℃を超える生活環境との間において、両者の間に実質的連関性を見出すことができる、特定の巨大排出源からの個別排出については、民法 719 条の法意から、個別排出と個別被害との事実的因果関係は法的に擬制されるか、少なくとも事実上推定されるというべきであり、巨大排出源については、自らが X らの生活環境の悪化に対して何ら寄与していないことの立証責任を負うべきである旨主張する。民法 719 条 1 項後段は、複数の者がいずれも被害者の損害をそのみで惹起し得る行為を行い、そのうちのいずれの者の行為によって損害が生じたのかが不明である場合に、被害者の保護を図るため、公益的観点から、因果関係の立証責任を転換して、上記の行為を行った者らが自らの行為と損害との間に因果関係が存在しないことを立証しない限り、上記の者らに連帯して損害の全部について賠償責任を負わせる趣旨の規定であると解される（最高裁判所令和 3 年 5 月 17 日第一小法廷判決、民集 75 卷 5 号 1359 頁）ところ、本件で問題とされている個別排出は、工場排水や大気汚染物質、

アスベストなどのようにそれ自体が健康に悪影響を与えることが明らかな物質ではなく、本来的に有害とはいえず、あらゆる生命活動や経済活動などに伴って発生する CO₂ 排出であること、X らの損害は、世界全体の CO₂ 排出行為により 1.5°C 目標が達成できないことにより生じるものであることなどからすると、被控訴人神戸製鋼らの CO₂ 排出行為が 719 条 1 項後段の射程とはいえず、X らの上記主張は採用できない。」

(3) 受忍限度論

①「X らは、[1] 本件新設発電所は、世界的に CO₂ 排出削減が議論されている時期に設置された石炭火力発電所であり、稼働開始後も 2030 年に向けての実効的な CO₂ 排出削減対策がされていないし、被控訴人神戸製鋼らのグループ全体の累積 CO₂ 排出量は膨大であるから、違法性が高い旨主張する。」

「さらに積極的な CO₂ 排出削減に取り組む余地はあるにしても、神戸製鋼らはグループ全体として一定程度の CO₂ 排出削減に取り組んでいるとはいえるし、本件新設発電所について実効的な CO₂ 排出削減対策がされていないとまではいえない。」

②「X らは、[2] カーボンバジェット論に基づく削減経路が示す削減ペースに明らかに合致しない排出行為が継続される場合には、違法性を裏付ける重要な要素となる旨主張する。」

しかし、カーボンバジェットは、1.5°C 目標を対象とした場合、将来において世界全体で排出可能な CO₂ 累積量を元に、各国に割り当てられた CO₂ 累積量をいい、現状の排出量を基準とするのか、国内人口を基準とするのかなどによって割当量は相当程度異なるが、現時点において、各国への配分基準が一義的に明確に定められてはいないし、世界規模でのコンセンサスが得られているわけでもない。また、CO₂ を排出する主体は事柄の性質上著しく広範であるが、神戸製鋼らにのみカーボンバジェットを基準とした CO₂ 削減を義務付けられる法令上の根拠は存在しない。そのことは、X らが示すように、人権侵害を回避するためには、[1] 1.5°C 目標の下での世界各地からの多様な CO₂ 排出の急激な削減、[2] カーボンニュートラルの実現、[3] CO₂ 濃度の上昇の緩和から安定化へ、[4] 1.5°C 目標の達成、[5] 人権保護といった経路を辿る必要が

あり、そのためには国際社会全体の合意と実行が求められることから明らかである。

③「X らは、[3] 被侵害利益の性質が、生命・身体・健康に直結する利益であり、世界の市民にその侵害が広がっているということも違法性の重要な判断要素である旨主張する。」

確かに、CO₂ 排出行為が世界の平均気温上昇につながることは科学的裏付けがあり、地球温暖化による気候変動により最終的に生命・身体・健康が脅かされ、世界の市民にその侵害が及びうることは否定できず、この点が違法性の判断要素の一つとなりうるとしても、そのことをもって受忍限度を超えた違法性を有するか否かの判断をすることはできない。」

④「X らは、[4] 発電所としての排出行為の公益性については、代替手段の存在を指摘することができる旨主張する。」

「CO₂ 排出量削減のための方策は多分野にわたっており、CO₂ 排出量削減の寄与度やコストについても様々なとらえ方があり得るし、現実の電力の需要に見合う電力をどのような発電方法により調達するかは、CO₂ 排出量削減のみならず、政策的観点を含め様々な観点からの検討を要する事項であるから、代替手段の存在をもって受忍限度を論じることには限界がある。」

⑤「X らは、[5] 石炭火力発電所からの排出削減が世界において優先的課題であること、神戸製鋼らが実効的な対策の前倒しをせずに、2030 年において本件アセスで予測された年間 CO₂ 排出量の 50%を超える排出を継続することは、違法性を根拠付けるものと評価されるべきである旨主張する。」

しかし、既述のとおり、カーボンバジェットの捉え方自体が一義的に明確に定められておらず、これを基準とした人格権を法益として認めることが困難であるから、2030 年の予定量の 50%を超える排出の継続を違法と断じることにはできない。」

IV 検討

1. 本件訴訟の背景

エネルギーの国際シンクタンク Ember の報告書によれば、2025 年の世界の電源構成に占める石炭火力発電の割合は 33.0%(10,476 TWh)と前年よりも 0.6% 減少し、再生可能エネルギー

(33.8%、10,730 TWh)に追い越された。石炭火力発電の割合が世界全体の発電量の3分の1を下回ったのは史上初めてである¹⁹。中国、インドにおける石炭依存度の減少によるところが大きい²⁰、先進国の多くは早くから脱石炭に取り組んでおり²¹、2024年6月のG7サミットでは、2035年までに電力部門を完全または大部分において脱炭素化すること、そして、各国のネット・ゼロの道筋に沿って、気温上昇を1.5°Cに抑える目標の達成を可能にする期間内—具体的には2030年代前半、または、それと整合的な時期—に、既存の「排出削減対策が講じられていない」(unabated)石炭火力発電をエネルギーシステムから段階的に廃止することへのコミットメントが再確認された²²。

国際エネルギー機関(International Energy Agency, IEA)によれば、「排出削減対策が講じられていない」化石燃料の使用とは、二酸化炭素の回収・有効利用・貯留技術を導入していない施設での化石燃料の使用を指す²³。また、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには「疑う余地がない」との強い表現を用いたIPCC第6次評価報告書によれば、「排出削減対策が講じられていない」化石燃料とは、ラ

イフサイクル全体を通じて排出される温室効果ガスの量を大幅に削減するような措置を講じることなく生産・使用される化石燃料を指し、例えば、発電所からの排出量の90%以上を回収することがそうした措置に該当する、とされる²⁴。

日本は、2011年の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故後、石炭火力発電への依存を増やし、2012年以降、本件新設発電所を含む30基の石炭火力発電所が新設された²⁵。2024年度の日本全体の発電電力量(9,911億kWh)のうち、石炭火力発電(2,785億kWh)は28.1%を占める²⁶。第7次エネルギー基本計画(2025年2月18日閣議決定)は、石炭を、「現時点では安定供給性や経済性に優れた重要なエネルギー源」²⁷と位置付けており、「まずは、2030年に向け、非効率な石炭火力について…事業者の自主的な取組によるフェードアウトを促進していく」²⁸とする。この消極的な目標設定について、気候ネットワークは、電力広域的運営推進機関の「2026年度供給計画の取りまとめ」から、2030年度の電源構成に占める石炭火力の割合は25.2%、2035年度は22.5%となり、脱石炭火力に向けた前進があまりみられないであろうことを指摘している²⁹。石炭火力発電所が問題視されるのは、石炭の

¹⁹ EMBER, GLOBAL ELECTRICITY REVIEW 2026 (2026).

²⁰ GLOBAL ENERGY MONITOR, BOOM AND BUST COAL 2026: TRACKING THE GLOBAL COAL PLANT PIPELINE (2026)によれば、2025年、中国では石炭設備容量が6%拡大した一方で発電量は1.2%減少し、インドでは石炭設備容量が3.8%増加した一方で発電量は2.9%低下した。このように石炭設備容量の増加と実際の発電量とが乖離した原因は、風力・太陽光発電が追加需要のほとんどあるいはすべてを吸収したためであると分析されている。

²¹ 例えば、EUタクソノミー規則は、石炭を使用する発電活動を、環境的に持続可能な経済活動の対象外とする。Article 19(3) of Regulation (EU) 2020/852 of the European Parliament and of the Council of 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment.

²² See Apulia G7 Leaders' Communiqué (Jun. 14, 2024). 同年4月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合での合意内容を踏襲している。See Climate, Energy and Environment Ministers' Meeting Communiqué (Torino, Apr. 29- 30, 202). もっとも、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の段階的な廃止を目指す脱石炭国際連盟(Powering Past Coal Alliance)には現在も加盟していない。Powering Past Coal Alliance, Our Network, <https://poweringpastcoal.org/our-network/>. 2026年7月現在、65の国家が加盟しているが、主要国(G7)のうち加盟していないのは日本のみである。

²³ INTERNATIONAL ENERGY AGENCY, NET ZERO ROADMAP: A GLOBAL PATHWAY TO KEEP THE 1.5°C GOAL IN REACH (2023 UPDATE) (2023) at 212.

²⁴ IPCC, 2023: Climate Change 2023: Synthesis Report. Contribution of Working Groups I, II and III to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change [Core Writing Team, H. Lee and J. Romero (eds.)]. IPCC, Geneva, Switzerland, 184 pp., doi: 10.59327/IPCC/AR6-9789291691647 at 28.

²⁵ Japan Beyond Coal「2012年以降に計画された新規石炭火力発電所一覧」(気候ネットワーク作成)。

²⁶ 資源エネルギー庁総務課戦略企画室「令和6年度(2024年度)エネルギー需要実績(確報版)」(2026年4月)28頁。

²⁷ 「第7次エネルギー基本計画」(2025年2月18日閣議決定)58頁。

²⁸ 同44-45頁。

²⁹ Japan Beyond Coal「【ニュース】2030年度に石炭火力が23%も—OCCTOが電力供給計画を公表」<https://beyond-coal.jp/news/occto-electricity-supply-plan2026/>. 第7次エネルギー基本計画では2030年度の電源

単位発熱量あたりの二酸化炭素排出量が、天然ガスや石油に比べて多いという理由だけではない。石炭火力発電所から排出される SOx、NOx、そして PM2.5 の構成成分であるブラックカーボンは、短期寿命気候強制因子として気候変動に寄与し、人の健康への影響が大きい³⁰。

2. 民事差止めの要件

判例・通説における民事差止めの要件は、①権利侵害、②違法性、③実質的被害の発生に対する蓋然性（因果関係）であり、違法性の有無については、加害者および被害者の種々の事情を考慮する受忍限度論によって判断される³¹。

本件訴訟において、第一審判決は①と③の判断にとどまった。控訴審判決は、①について X らが控訴審で主張した「気候変動における人格権」の権利性について初めて判断し、③について因果関係の立証責任に関する追加的な判断を行い、②について CO₂ の大量排出を継続することが違法か否か（受忍限度を超えるか否か）を判断した。

3. 大気汚染による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否

X らは、本件新設発電所の稼働による大気汚染物質の排出の差止めについて、生命・健康に関する人格権（伝統的人格権）とともに、人格権の一種としての「清浄な大気のもとで持続的に健康で平穏に生活する平穏生活権」（健康平穏生活権）が侵害されることを法的根拠とした。

平穏生活権は、判例を通じて多様な展開を遂げているが、X らの主張する健康平穏生活権は、仙台地決平 4・2・28 判時 1429 号 109 頁（丸森町廃棄物処分場差止請求事件）に見られるような健康リスク型平穏生活権³²であり、その保護法益は、生命・身体に結び付いた不合理なリスクに対する生活上の不安・恐怖という精神的人格権ないし人格的利益である。

第一審判決では、本件アセスの結果からも、X らが提出した CREA 拡散報告書・CREA 健康影響評価報告書からも、X らの伝統的人格権の侵害またはそのおそれの具体的危険を認定できないと判断していた。本件アセスは PM2.5 について環境影響に係る調査・予測・評価を実施していなかったが、第一審判決は、PM2.5 の主な原因物質の一部と解される SOx、NOx 及びばいじんの環境影響に係る調査・予測・評価から、PM2.5 により X らに健康被害が生ずる具体的な危険がないと判断した。

そこで、X らは、控訴審において、PM2.5 と他の大気汚染物質は、物質の性質、環境基準の制定年度及び基準となる濃度が異なることから、他の大気汚染物質の排出濃度をもって PM2.5 の環境影響がないと評価することはできないし、複数の大気汚染物質を一括して論じることが、政府に環境基準を定めることを義務付けた環境基本法 16 条 1 項に反する旨主張したが³³、控訴審判決はこれらの主張を退けた。

また、X らは、控訴審において、健康平穏生活権侵害については、具体的危険の発生の必要

構成における石炭火力の割合を示していないが、第 4 次エネルギー基本計画（2014 年 4 月 11 日閣議決定）では 26%、第 5 次エネルギー基本計画（2018 年 7 月 3 日閣議決定）も 26%、第 6 次エネルギー基本計画（2021 年 10 月 22 日閣議決定）では 19%であった。

³⁰ Szopa, S., V. Naik, B. Adhikary, P. Artaxo, T. Berntsen, W.D. Collins, S. Fuzzi, L. Gallardo, A. Kiendler-Scharr, Z. Klimont, H. Liao, N. Unger, and P. Zanis, 2021: Short-Lived Climate Forcers. In Climate Change 2021: The Physical Science Basis. Contribution of Working Group I to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change [Masson-Delmotte, V., P. Zhai, A. Pirani, S.L. Connors, C. Péan, S. Berger, N. Caud, Y. Chen, L. Goldfarb, M.I. Gomis, M. Huang, K. Leitzell, E. Lonnoy, J.B.R. Matthews, T.K. Maycock, T. Waterfield, O. Yelekçi, R. Yu, and B. Zhou (eds.)]. Cambridge University Press, Cambridge, United Kingdom and New York, NY, USA, pp. 817–922, doi:10.1017/9781009157896.008.

³¹ 大塚直『環境法 BASIC [第 4 版]』（有斐閣、2023 年）509 頁。もっとも、①の権利侵害要件について、最決平成 29 年 1 月 31 日民集 71 卷 1 号 63 頁（グーグル検索結果削除請求事件）は、プライバシーの人格的利益に基づく差止請求を認めた。

³² 大塚直「平穏生活権概念の展開——福島原発事故訴訟諸判決を題材として」環境法研究 8 号（2018 年）1 頁以下、4-7 頁。X らは、健康平穏生活権の侵害について、侵害発生の高度の蓋然性につき相当程度の可能性を立証すれば、立証責任が転換されるとの主張をしていた。神戸地方裁判所平成 30 年（ワ）第 1551 号石炭火力発電所建設等差止請求事件「準備書面（16）」（2020 年 10 月 13 日）12-13 頁。

³³ 大阪高等裁判所令和 5 年（ネ）第 1029 号石炭火力発電所建設等差止請求事件「控訴理由書（1）」（2023 年 6 月 23 日）7-8 頁。

はなく、不合理な不安・恐怖感が生じているかによって判断されるべきであり、X らには、PM2.5 に曝露し健康リスクが生じるため、生命・健康に不合理な不安・恐怖感が生じている等の反論を行った³⁴。しかし、控訴審判決は、差止めという効果の大きさから、その根拠となる権利には一定の客観性や具体性が求められるとし、第一審判決の結論を変えなかった。

なお、本件新設発電所稼働前において、周辺の自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という）での PM2.5 の環境基準（1 年平均値 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、1 日平均値 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）の達成率は低かったが、これらを含む全国の自排局の 2024 年度の達成率は 100%に達した³⁵（一般環境大気測定局の達成率は 99.5%）。もっとも、OECD から日本に対して、WHO のガイドライン（1 年平均値 5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、1 日平均値 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）³⁶を踏まえて、PM2.5 の環境基準をより厳しく設定するよう勧告がなされており³⁷、環境省は、「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」において、今後の取組事項として、環境基準見直しのための検討を行う必要があることを挙げている³⁸。

4. 温暖化による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否

控訴審判決が、第一審判決の理由をそのまま採用することで、CO₂ の排出に起因する地球温暖化による人格権侵害の具体的危険を根拠とする差止請求が可能であることを認めた点は、特筆に値する。なお、この人格権は、「伝統的人格権」であり、原告が控訴審で主張した、気候変動にさらされず平穏に生活する利益を保護法益とする「気候変動に関する平穏生活権」³⁹ではない。

しかし、これはあくまで一般論であり、第一審判決、控訴審判決ともに、地球温暖化による人格権侵害の具体的危険は認められないとし、因果関係についても、本件新設発電所の個別排出と X らの個別被害との関係性は極めて希薄であり、「大海の一滴」理論により、本件新設発電所の個別排出に X らに生じるおそれのある個別被害を当然に帰責できるだけの連関が認められないと判断した。

5. 気候変動における人格権（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）に基づく差止請求の可否

a. 「気候変動における人格権」の権利性

X らは、控訴審において、「気候変動における人格権」、すなわち、生命・身体・健康を究極的保護法益としつつも、それに脅威を与えている漸進的な気候変動の悪化のない、一定レベル（1.5度の気温上昇の範囲内）での安定した気候（≒大気のCO₂濃度）のもとで健康で幸福な生活を送るという人格的利益ないしは生活権が侵害されていると主張し、予備的請求の2030年までのCO₂排出の削減請求権については、気候変動に関する人格権に基づく請求のみを審理対象とすることを求めた⁴⁰。

X らは、気候変動における人格権の保護法益は「1.5℃の気温上昇を超える世界における気候災害によって生活を脅かされない生活権そのもの」であり、生命・身体・健康を保護法益とする通常的人格権（伝統的人格権）とも、生命・健康と結びついた人格的・精神的な安心を保護法益とする平穏生活権とも異なるとの説明を行

³⁴ 大阪高等裁判所令和 5 年（ネ）第 1029 号石炭火力発電所建設等差止請求事件「控訴準備書面（3）」（2023 年 11 月 30 日）。

³⁵ 環境省「令和 6 年度 大気汚染物質（有害大気汚染物質等を除く）に係る常時監視測定結果」（2026 年 5 月 26 日）。

³⁶ WHO global air quality guidelines. Particulate matter (PM2.5 and PM10), ozone, nitrogen dioxide, sulfur dioxide and carbon monoxide. Geneva: World Health Organization; 2021. Licence: CC BY-NC-SA 3.0 IGO.

³⁷ OECD (2025), OECD Environmental Performance Reviews: Japan 2025, OECD Environmental Performance Reviews, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/583cab4c-en>.

³⁸ 環境省水・大気環境局「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」（2015 年 12 月 12 日）。

³⁹ 神戸地方裁判所平成 30 年（ワ）第 1551 号石炭火力発電所建設等差止請求事件「原告準備書面（32）」（2021 年 10 月 4 日）21 頁。

⁴⁰ 大阪高等裁判所令和 5 年（ネ）第 1029 号石炭火力発電所建設等差止請求事件「控訴準備書面（5）」（2024 年 4 月 1 日提出）2 頁。

っていた⁴¹。

しかし、控訴審判決は、気候変動における人格権は、生命、身体、健康との関係では間接的な利益であり、概念が抽象的で個人によって保護法益の範囲が大きく変容することから、権利侵害の具体的危険性を判断することは容易でないことなどを理由に、その権利性を否定した。

b. 因果関係およびその立証責任の配分について

控訴審判決も、本件新設発電所の個別排出とXらの個別被害発生との間の因果関係を否定した。（「温暖化による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否」の部分で判断。）

Xらは、多数の行為の累積によって集団的な被害が生じる大気汚染公害に共同不法行為者の損害賠償責任を定める民法719条1項を適用する裁判例・学説の考え方を参考に、本件新設発電所のCO₂排出行為について、他の新設大型石炭火力発電所のCO₂排出行為とは強い関連共同性が、既設及び新設の石炭火力発電所のCO₂排出行為とは弱い関連共同性があるとして、神戸製鋼らに対する連帯差止請求または分割差止請求が認められるべきだとする複数汚染源の差止論を展開していた⁴²。

控訴審では、Xらは、石炭火力発電所からのCO₂排出による気候変動が、建設アスベスト事案と、場所的・時間的近接性がない累積的競合であるという点で共通・類似しているとして、アスベスト建材メーカー3社に719条1項後段の類推適用に基づく寄与度に応じた損害賠償の連帯責任を課した最高裁判決（最判令3・5・17民集75巻5号1359頁）を引用して、本件訴訟は差止訴訟ではあるものの、「719条1項の法意から」個別排出と個別被害との事実的因果関係が推定され、神戸製鋼らの個別排出によってXらの個

別被害が生じないことの立証責任は神戸製鋼らにあるとの主張を強化した⁴³。控訴審判決は、神戸製鋼らの反論のうち、CO₂それ自体が有害ではなく、人のあらゆる活動に伴って発生するという部分を採用して⁴⁴、神戸製鋼らのCO₂排出行為が719条1項後段の射程外であるとした。

c. 受忍限度判断について

Xらは、上述の立証責任の配分に関する神戸製鋼らの反論に対して、Xらの推計では日本の残余カーボンバジェットは約64億トンであり、神戸製鋼らがCO₂の大量排出を継続することは「有害」な行為であるとの再反論を行っていた⁴⁵。

控訴審判決は、神戸製鋼らがCO₂の大量排出を継続することは違法といえないと判断する理由の一つとして、①「カーボンバジェットは…現時点において、各国への配分基準が一義的に明確に定められてはいないし、世界規模でのコンセンサスが得られているわけでもない」（傍点筆者）、②「カーボンバジェットを基準としたCO₂削減を義務付けられる法令上の根拠は存在しない」こと等を挙げた。しかし、①については、海外の判決ではあるが、2024年4月9日のシニア女性気候訴訟欧州人権裁判所判決⁴⁶のように、カーボンバジェットを所与の前提と位置付けたものもある。

また、控訴審判決は、「本件新設発電所について実効的なCO₂排出削減対策がされていないとまではいえない」との評価を下したが、国際水準でいうところの「排出削減対策を講じた」(abated)石炭使用に向かっているのかといえ、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等が行う炭素回収・有効利用・貯留の技術開発の実施状況の調査に留まっており⁴⁷、本

⁴¹ 大阪高等裁判所令和5年（ネ）第1029号石炭火力発電所建設等差止請求事件「控訴準備書面（2）」（2023年11月15日提出）45-46頁。

⁴² 神戸地方裁判所平成30年（ワ）第1551号石炭火力発電所建設等差止請求事件「原告準備書面（21）」（2021年2月9日提出）。学説の状況について、大塚直『環境法BASIC〔第4版〕』（有斐閣、2023年）529-531頁参照。

⁴³ 大阪高等裁判所令和5年（ネ）第1029号石炭火力発電所建設等差止請求事件「控訴準備書面（4）」（2023年11月30日提出）48-54頁。

⁴⁴ 同51頁に要約がある。他の2つの反論は、最判令3・5・17の解釈に関わるものである。

⁴⁵ 同52-53頁。

⁴⁶ ECtHR [GS], Case of Verein KlimaSeniorinnen Schweiz and Others v. Switzerland, no. 53600/20, of April 9, 2024.

⁴⁷ 株式会社神戸コベルコパワー第二「神戸発電所3・4号機設置計画事後調査報告書（令和6年度）（2024年4月～2025年3月調査）」（2025年10月）153-154頁。

件既設発電所のアンモニア 20%混焼改修計画⁴⁸ していない。
のような具体的な取組は、現段階では発表され

⁴⁸ 株式会社神戸製鋼所「当社子会社における長期脱炭素電源オークションの結果について」(2024年4月26日)、同「当社子会社における長期脱炭素電源オークションの結果について」(2026年5月13日)。この経緯については、Japan Beyond Coal「【ニュース】神戸製鋼の辞退と再入札—脱炭素オークションの『リセットボタン』」(2026年5月29日)が詳しい。